

土佐清水市事業継続臨時給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金等交付規則(平成22年3月30日規則第11号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、土佐清水市事業継続臨時給付金(以下「給付金」という。)の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響により、国の「緊急事態宣言」や高知県の対応ステージ「特別警戒」に伴い、外出・移動の自粛等により売上が減少した市内事業者(法人・個人)に対して、事業の継続が図れるよう給付金を支給することを目的としている。

(給付対象者及び給付額)

第3条 給付金の給付の申請を行う者(以下「申請者」という。)は、別表第1に定める要件のいずれにも該当しなければならない場合と別表第2に定める要件のいずれにも該当しなければならない場合がある。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとし、第6条に該当する者は給付の対象外となる。

(給付申請)

第4条 給付金の申請期間は、令和3年4月16日から令和4年2月15日までとする。

2 申請者は、給付金の給付を受けようとするときは、様式第1号による給付申請書を土佐清水商工会議所を通じて市長に提出するものとする。

3 申請者が中小法人等の場合、前項の申請にあたっては、次の証拠書類等を提出しなければならない。

(1) 直近の確定申告書別表1の控えの写し

(2) 2019年1月から2020年12月の月毎の事業収入が確認できる書類の写し。(法人事業概況説明書の控えの写し、事業収入に係る総勘定元帳、試算表等)

(3) 法人名義の振込先口座の通帳の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

4 申請者が個人事業者等の場合、第2項の申請にあたっては、次の証拠書類等を提出しなければならない。

(1) 2019年及び2020年の確定申告書第1表の控えの写し

(2) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

(3) 運転免許証などの本人確認書類写し

(4) その他市長が必要と認める書類

5 申請者が主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合、第2項の申請にあたっては、次の証拠書類等を提出しなければならない。

(1) 2019年及び2020年の確定申告書第1表の控えの写し

(2) 業務委託契約等収入があることを示す書類

(3) 申請者本人名義の国民健康保険証の写し(有効期限内であり、かつ、資格取得の日が2019年以前のものに限る。)

- (4) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (5) 運転免許証などの本人確認書類写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
(宣誓・同意事項)

第5条 次の各号のいずれにも宣誓又は同意した者でなければ、給付金を給付しない。

- (1) 第3条の要件を満たしていること。
- (2) 前条の給付申請書の記載事項及び証拠書類等(以下「基本情報等」という。)に虚偽のないこと。
- (3) 次条の不給付要件に該当しないこと。
- (4) 関係書類の提出指導、事業聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- (5) 不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、賄賂、その他の刑法(明治40年法律第45号)各本条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、第9条の規定に従い給付金の返還等を行うこと。
- (6) 市の職員が給付要件確認のために、申請者の申告状況を確認すること。
- (7) 別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項
(不給付要件)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

- (1) 国及び法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務委託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 前各号に掲げる者の他、本給付金の目的に照らして適当でないと市長が判断する者
(給付決定)

第7条 市長は、申請内容の適格性等の確認を踏まえ、申請者に対する給付金額を決定する。

また、給付が決定した場合には給付通知を、不給付が決定した場合には不給付通知を申請者に送付する。

2 市長は、給付金額を決定したときは、その金額を申請者の銀行口座に速やかに振り込むことにする。

(実績報告及び確定)

第8条 給付金に係る実績報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 給付金額の確定は、前条第1項に規定する給付金の決定によりなされたものとみなす。

(給付金に係る不正受給等への対応)

第9条 申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが疑われる場合は、市長は次の各号の対応を行う。

- 2 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査を実施し、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、すでに給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。
- 3 市長は、調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが判明した場合には、当該申請者に対し、給付金の返還に係る通知を行う。

(給付金の返還)

第10条 給付金の決定を受けた者で、次のいずれかに該当するものは、給付金を返還しなければならない。

- (1) この要綱に定める給付要件を満たさないことが明らかになった者
- (2) 虚偽の申請等により給付を受けた者

(証拠書類及び基本情報等の特例)

第11条 申請者が中小法人等であって、法人名が変更された場合(対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。)には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。

2 申請者が個人事業主等であって、2019年の確定申告書類等の控えを提出できない場合には、次のいずれかの書類で代替することを認めるものとする。

- (1) 2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合は、2019年分の住民税申告書類の控え
- (2) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を給与として得ており、2019年の所得税の確定申告の義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために提出できない場合は 税理士の確認を受けた確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

(情報の開示)

第12条 給付事務等に関して、土佐清水市情報公開条例(平成11年高知県条例第2号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

別表第1(第3条関係)

	対象者	給付額
中小法人等	<p>1 2021年1月1日時点において市内に事業所を有し、次の(1)又は(2)のうちいずれか一つの要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。</p> <p>(1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。</p> <p>(2) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。</p> <p>2 2019年以前から事業により事業収入(確定申告書(法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書を指す。)以下同じ。)別表1における「売上(収入)金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。(売上を得ており、今後も事業を継続する意思があること。)</p> <p>3 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の年間事業収入額(各種給付金や協力金など事業収入のうちその他収入を含む)が前年より20%以上減少していること。</p>	<p>給付額は20万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から2020年の年間事業収入を差し引いたものとする。1,000円未満の端数がある場合はその額は切り捨てる。</p>
個人事業者等	<p>1 2019年度以前から事業により事業収入(確定申告書(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項37号に規定する確定申告書を示す。以下同じ。)第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様のものとし、2019年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとする。以下同じ。ただし、第11条第2項の規定に基づき市民税又は県民税(以下「住民税」という。)の申告書類の控を用いる場合は、2019年の年間事業収入は市民税・県民税申告書の様式(5号の4)における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上(収入)金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上(収入)金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。)(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある2021年1月1日時点で土佐清水市に住民登録のある個人事業者であること。</p> <p>2 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の年間事業収入額(各種給付金や協力金など事業収入のうちその他収入を含む)が前年より20%以上減少していること。</p>	<p>給付額は10万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から2020年の年間事業収入を差し引いたものとする。1,000円未満の端数がある場合はその額は切り捨てる。</p>

別表第2(第3条関係)

	対象者	給付額
<p>主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 2019年以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの(以下「業務委託契約等収入」という。)を主たる収入として得ており(確定申告書(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。)第一表における「収入金額等」の「雑 その他」及び「給与」の欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入であるもの(以下「年間業務委託契約等収入」という。))が、他のいずれの収入(確定申告書第一表における「収入金額等」及び当該確定申告書第一表と同年分の確定申告書第三表における「収入金額」のそれぞれの所得区分(税務上、譲渡所得又は一時所得として扱われるものを除く。)の収入欄に記載される収入金額(ただし、それぞれの所得区分の収入欄に記載される収入金額に業務委託契約等収入が含まれる場合には、当該業務委託契約等収入を差し引いたもの。)をいう。)も下回らないことをいう。、今後も事業を継続する意思があること。 2 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年の年間の業務委託契約等収入と比較して、業務委託契約等収入(各種給付金や協力金など事業収入のうちその他収入を含む)が20%以減少していること。 3 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではないこと。 4 第11条第1項第1号の規定に基づき、税理士の確認を受けた様式3に定める「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」を用いる場合にあっては、前項に定める確定申告書におけるそれぞれの収入金額は、当該申立書に記載されたそれぞれの収入金額で代替するものとする。 5 第11条第1項第2号又は第3号の規定に基づき、市町村民税、特別区民税又は都道府県民税(以下「住民税」という。)の申告書類の控えを用いる場合にあっては、第1項に定める確定申告書におけるそれぞれの収入金額は、市町村民税・道府県民税申告書の様式(5号の4)におけるそれぞれの収入金額の相当するもので代替するものとする。 	<p>給付額は10万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から2020年の年間事業収入を差し引いたものとする。1,000円未満の端数がある場合はその額は切り捨てる。</p>

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私, 団体である場合は当団体)は, 給付金の給付の申請から, 給付金の受給後においても, 下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり, 又はこの誓約に反したことにより, 当方が不利益を被ることとなっても, 異議は一切申し立てません。

記

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号。以下 「暴排条例 」という。)2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員, 取締役, 執行役, 又はこれらに準ずる者をいい, 相談役, 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず, 法人に対し業務を執行する社員, 取締役, 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み, 法人以外の団体にあつては, 代表者, 理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ, 又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 暴いかなる名義をもってするかを問わず, 暴力団又は暴力団等に対して, 金銭, 物品その他財産上の利益を与え, 又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し, 又は関与したとき。
- 8 業務に関し, 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら, これを利用したとき。
- 9 その役員が, 自己, その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り, 又は第三者に損害を加えることを目的として, 暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上